

## 日本触媒姫路製造所爆発労働災害に対する対応について

## 1 災害の発生状況

平成24年9月29日（土）14時40分頃、姫路製造所内のアクリル酸の濃縮液を貯蔵するタンクが爆発し、飛散した高温のアクリル酸を浴びた工場従業員10名が火傷を負った。他にタンク冷却のための放水準備をしていた消防隊員1名が死亡し、24名が負傷するとともに警戒に当たっていた警察官2名が負傷。

## 2 兵庫労働局における対応

## (1) 日本触媒姫路製造所爆発労働災害に対する対応

## ア 9月29日（土）

兵庫労働局に「日本触媒姫路製造所爆発労働災害対策本部」を設置。  
姫路労働基準監督署及び労働局から現地災害調査に3名の職員を派遣。

## イ 9月30日（日）

姫路労働基準監督署及び労働局から現地災害調査に4名の職員を派遣。

## ウ 10月1日（月）

姫路労働基準監督署及び労働局から現地災害調査に9名の職員を派遣。この他、労働局からの要請により（独）労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）から化学を専門とする研究員1名が参加。

## エ 10月11日（木）

姫路労働基準監督署及び労働局から工場内の立入りの安全が確認された場所に10名の職員を派遣。現地災害調査及び実況見分を開始。安衛研から研究員3名が参加。

## オ 10月17日（水）

姫路労働基準監督署及び労働局から現地災害調査及び実況見分に5名の職員を派遣（爆発現場を含む）。

## カ 10月19日（金）

姫路労働基準監督署から現地災害調査及び実況見分に4名の職員を派遣。

キ 10月24日（水）

姫路労働基準監督署及び労働局から現地災害調査及び実況見分に8名の職員を派遣。安衛研から研究員2名が参加。

（2）特殊化学設備設置事業場に対する対応

ア 10月9日（火）、特殊化学設備を設置している県下の化学工場（約60事業場）を対象とする労働局・労働基準監督署による緊急立入調査の実施について発表。

※10月26日（金）現在、19事業場について実施。

イ 同日付けで県内において危険物を扱う事業場が集積する特別防災区域の4つの地区協議会に対して爆発・火災災害の防止のための要請を実施。

※各協議会の対応状況

- ・ 会員事業場を対象に臨時の会議を開催（2協議会）
- ・ 会員事業場に要請内容を周知（2協議会）



兵庫労働局発表  
平成24年9月29日

担当	兵庫労働局労働基準部監督課 監督課長 矢野総一郎 主任監察官 福田恵匡 (電話) 078-367-9151
----	--

報道関係者 各位

## 日本触媒姫路製造所爆発労働災害対策本部を設置

兵庫労働局（局長前田芳延）は、平成24年9月29日に兵庫県姫路市で発生した(株)日本触媒姫路製造所構内における爆発労働災害に係る対策を的確かつ円滑に講ずるため、兵庫労働局内に「日本触媒姫路製造所爆発労働災害対策本部」を下記のとおり設置しました。

### 記

#### 兵庫労働局日本触媒姫路製造所爆発労働災害対策本部

##### 1 設置

兵庫労働局は、(株)日本触媒姫路製造所構内における爆発労働災害に係る対策を的確かつ円滑に講ずるため、兵庫労働局内に「日本触媒姫路製造所爆発労働災害対策本部」を設置する。

##### 2 構成

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 本部長     | 兵庫労働局長     |
| (2) 副本部長    | 労働基準部長     |
| (3) 総括班長    | 監督課長       |
| (4) 災害調査班長  | 安全課長       |
| (5) 救護・補償班長 | 労災補償課長     |
| (6) 総務班長    | 総務課長       |
| (7) 現地対策本部長 | 姫路労働基準監督署長 |

##### 3 業務

平成24年9月29日に発生した(株)日本触媒姫路製造所構内における爆発労働災害に係る情報の収集及び対策の的確かつ円滑な推進、関係機関との連絡・調整並びに関係労働基準監督署への対策に係る指示等を行う。

##### 4 現在までの対応

- ・ 対策本部（兵庫労働局）及び姫路労働基準監督署から現地災害調査に3名の職員を派遣。
- ・ 対策本部から姫路労働基準監督署へ4名の職員を派遣。





兵庫労働局発表  
平成24年10月9日

担当	(爆発労働災害対策本部) 兵庫労働局労働基準部監督課 監督課長 矢野総一郎 主任監察官 福田恵匡 (電話) 078-367-9151
----	--

報道関係者 各位

## 特殊化学設備設置事業場に対する労働災害防止緊急対策について

### —兵庫県下の化学工場への緊急立入調査を実施—

兵庫労働局（局長 前田芳延）は、平成24年9月29日に兵庫県姫路市で発生した(株)日本触媒姫路製造所構内における爆発労働災害を受けて、次の緊急対策を実施します。

#### 1 兵庫労働局・労働基準監督署による緊急立入調査の実施

特殊化学設備（※）を設置している兵庫県下の化学工場（約60事業場）を対象に、労働安全衛生法で定められた安全衛生管理体制及び爆発、火災等の防止対策等について調査、指導するため、兵庫労働局・労働基準監督署による緊急立入調査を実施します。

※ 特殊化学設備とは、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのある化学設備（配管を除く。）のこと。（労働安全衛生規則第4条第1項第3号）

#### 2 特別防災区域の地区協議会に対する要請

兵庫県内において危険物を扱う事業所が集積する特別防災区域の4つの地区協議会（※）に対して、傘下会員事業場における爆発・火災による労働災害を防止するため、特殊化学設備の安全総点検の実施、異常時対応マニュアルの整備や安全管理体制の強化に向けた取り組みが徹底されるよう要請することとしました。

※特別防災区域の4つの地区協議会

- ・神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会
- ・東播磨地区特別防災区域加古川・播磨協議会
- ・東播磨地区特別防災区域高砂地区協議会
- ・姫路臨海地区防災協議会